



はい！こちら消費生活センターです

ネットで手軽に買えるため「やめられない」？

～医薬品のネット通販による定期購入にご注意～

通信販売での「定期購入」に関する相談が本センターでも引き続き多く寄せられています。本センターでの事例では『腰の痛みが軽くなるというサプリメントを購入したが2回目を受取り拒否をした。事業者に連絡すると支払ってもらおうといわれ不満。』などの相談がありました。このようなトラブルは、高齢者の方に多くみられ、健康食品と医薬品、化粧品等について発生しています。そのうち、インターネットを利用した医薬品の定期購入に関する相談が増加してします。相談内容をみると、「1回限りだと思って購入したが定期購入とわかったので解約したい」、「返金保証があるから購入したのに、補償を受けるには条件を満たす必要があった」などのいわゆる定期購入トラブルによくみられるケースに加え、「使用したら体調が悪化したので解約したい」といった相談がみられます。一般用医薬品は薬局などの店頭以外にインターネットでも購入できますが、容易に解約手続きができない。保証条件が理解しにくいインターネットでの定期購入はとくに注意が必要です。

○価格の安さや医薬品の効能・効果などを強調する広告に惑わされず、必要な表示が適切に記載されているサイトかを落ち着いて確認した上で購入しましょう。

○定期購入になっていないかなど、広告表示や購入画面の記載内容をよく確認しましょう(トラブルになった時に備え、自分がみた広告表示や最終確認画面のスクリーンショットを撮り、契約時の条件を証拠として保存しておくようにする)。

○購入前にその医薬品を使用する必要があるか、さらに、定期購入する必要があるか、自身で確認しましょう。

○体調に異常を感じたらすぐに使用を中止しましょう。

不安や不明な点があれば、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

相楽消費生活センターは

4月28日より京都府木津総合庁舎に仮移転しました

(住所:木津川市木津上戸18番地1)

消費生活の相談や苦情はお気軽に相楽消費生活センターへ(電話又は来所)

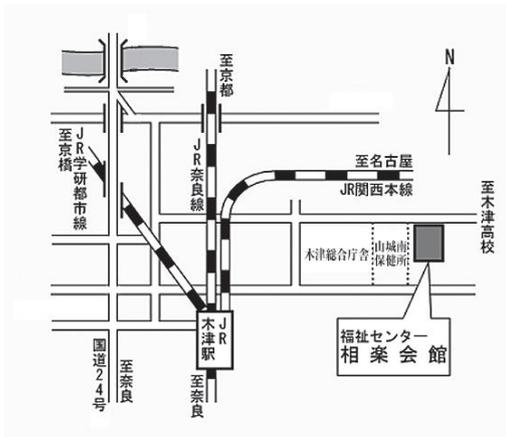
☎0774-72-9955 (ナニ?キューキューGOGO!)

相談は無料です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188 (いやや!) 番もご利用ください。

相談日 月～金(祝・休日、年末年始除く)

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時



相談すれば 楽になる